

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

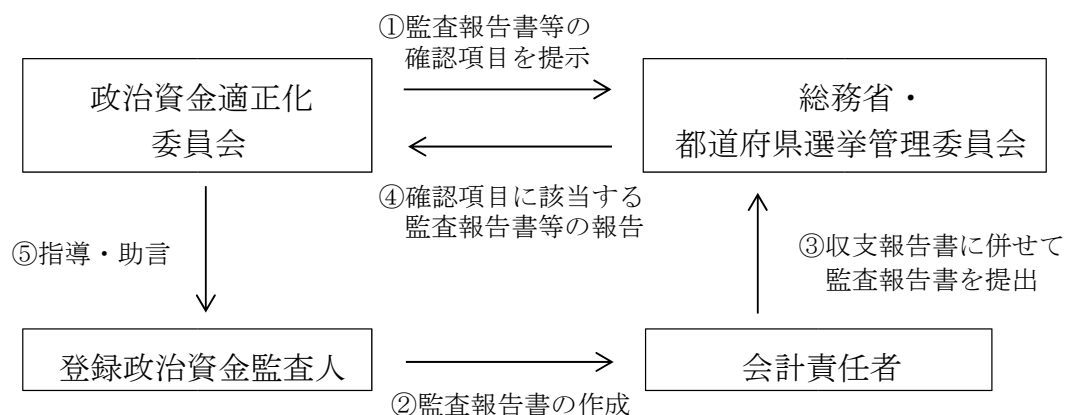
1. 経緯

政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）では、政治資金監査の質の確保を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対して指導・助言の取組を実施している。

2. 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うもの。

＜登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）＞



（１）取組の目的

- 政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげる。
- 登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。
- 将来的に、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務の効率化につながることも期待。

（２）個別の指導・助言の手法等

- 報告事例1件ごとに当委員会で指導・助言の可否を審議・決定。
- 対象となった登録政治資金監査人に対して文書により注意喚起を行うとともに、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の受講を呼びかけ。

(3) 確認項目と報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象事項

	都道府県選管等に 報告を求める範囲	指導・助言の対象
確認項目 (該当したら 必ず報告する ことを都道府 県選管等に求 めたもの)	ア 政治資金監査報告書の 基本的な構成に係るもの 形式審査の過程において誤りの指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったもの	<u>平成26年分から</u> 該当するものは全て対象とした。
	イ 収支報告書（支出に係 る分に限る。）上に金額の 不整合があるもの 最初の受付時点で該当 するもの	
確認項目以外 (任意報告)	ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考 えるもの	<u>平成27年分から</u> 当委員会において個別に対応を判断。 【これまでに対象とした例】 ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。 ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。（領収書等の写しの「年」の記載誤り） ・同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。 ・同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。 など